

## 関東信越地方社会保険医療協議会会長及び会長代行の選出について

関東信越地方社会保険医療協議会公益委員名簿(令和6年10月1日現在)

## 【委員】

氏名	現任期	現職等	当協議会における経歴
川原 武男	R5.10.1～ R7.9.30	群馬県社会福祉協議会 会長	群馬部会長(R1.10～) 総会委員(R5.10～)
清田 路子	R5.10.1～ R7.9.30	弁護士	山梨部会臨時委員(H27.10～R3.9) 総会・山梨部会委員(R3.10～)
関原 貢	R5.10.1～ R7.9.30	新潟県社会福祉協議会 常務理事・事務局長	新潟部会臨時委員(R2.6～R5.9) 総会・新潟部会委員(R5.10～)
増子 孝徳	R5.10.1～ R7.9.30	弁護士	総会・栃木部会委員(R5.10～)
柳澤 哲哉	R6.10.1～ R8.9.30	埼玉大学 経済学部教 授	埼玉部会長(H28.4～R2.3) 総会委員(R2.10～R3.9) 総会会長(R3.10～R6.9)
渡邊 享子	R6.10.1～ R8.9.30	弁護士	総会・埼玉部会委員(R2.10～)

(敬称略:五十音順)

(関係法令)社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)

第五条 中央協議会及び地方協議会に、それぞれ、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。

2 会長は、会務を総理し、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。